

第十八部

(二五八)

第二回参議院決算委員会會議録第十六号

昭和二十三年六月二日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○中小企業設置法案(内閣提出、衆議院送付)

午前十時五十分開會

○委員長(下議院) それでは只今から決算委員会を開きます。中小企業設置法案を議題といたします。前回まで質疑は終了いたしておりますので、これから討論に入りたいと思ひます。どうぞ御意見を述べ願ひたいと思ひます。

○北村一男君 本案に對しましては、もはや議論をし盡されたかの感がございますが、ともかくもどなたのお氣持をお尋ね申して見ても、本日は賛成なさつておらんものと私は考えます。ところで、その賛成なさらない理由は、いろいろございまして、ともかくこの法案の通りでは毒にも薬にもならない、或いは置かんよりまあ置いた方がよろしいのではないかと、程度の考えが精々のところではないかと思ひます。この法案の狙ひは、少くもこの法案の狙ひを達することは、きんと思ひますから、政府においては、いさし少くも努力を付つて、出直しておいでになることをお勧めいたしまして、この法案には反對いたす者であります。

○山下義信君 私は本案に對しまして修正意見を持つております者でございます。その修正案は本案の第三條の

第一項第二号、第三條の第二項、第四條の局名及び第五條の第一項、第二項

につきまして修正意見のあります者でございます。尚その修正意見に關連いたしまして、本法案の実施の際に当局が十分留意をいたさなければならぬ点につきまして一二の意見がござい

ます。先ず中小企業法の運営の上におきまして当局が注意をいたさなければならぬ点は、この官廳が恒久的に存続せられて行きますためには、十二分の用意をいたさなければならぬ、今までの審査の上におきましては、尙具體的ないろいろな対策というものが十二分に確立いたしてないのでござりまするので、いわゆる暫定的な官廳として私達は認めざるを得ないのでござい

ます。そういう点に立ちまして、この官廳が設置せられた際におきます運営上に若干の希望意見もあるものでござい

ます。修正意見が皆様の御賛同を得られますかどうか、これから申上げて見なければならぬわけでござい

ます。議事の進行によりまして速記をお止め願ひたいと存するのでござい

ます。○委員長(下議院) 速記を止めて。午前十時五十九分速記中止

○委員長(下議院) 速記を開始。午前十一時十七分速記開始。午前十一時十八分休憩

午後零時五十分開會

○委員長(下議院) それでは委員

会を開きます。本日はこの程度に止めて置きたいと思ひます。午後零時六分散會

出席者は左の通り。

委員長 下條 康麿君
理事 太田 敏兄君
西山 龜七君
山下 義信君

委員

岩崎正三郎君
吉川末太郎君
今泉 政喜君
北村 一男君
平野善治郎君
深川タマエ君
小野 哲君
駒井 藤平君
鈴木 憲一君
伊達源一郎君
山崎 恒君
千田 正君
西田 天香君

委員外議員
商業委員長 一松 政二君
政府委員
商工事務官 細井富太郎君
生活物資局長

六月一日日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のため付託は五月二十六日)

一、高等試験委員及び普通試験委員臨時設置法案(第六十八号)

六月一日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、内閣法の一部を改正する法律案(予第七十七号)

一、物價院法案(予第七十八号)

一、總理府設置法案(予第七十九号)

一、外務省設置法案(予第八十二号)

内閣法の一部を改正する法律案

内閣法の一部を改正する法律案

内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項を削る。

第十三條 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。内閣官房長官は、特別職とする。

2 内閣官房長官は、國務大臣をもつて、これを充てることができ

る。

3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統括し、所部の職員に服務につき、これを統括する。

第十四條 内閣官房に内閣官房副長官二人を置く。

2 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助ける。

第十五條 内閣總理大臣、法務總裁たる國務大臣及び各省大臣以外の各國務大臣に附屬する職員として、内閣官房に國務大臣秘書官各一人を置くことができる。

2 國務大臣秘書官は、國務大臣の

命を受け、機密に關する事務を掌り、又は臨時命を受け内閣官房その他關係各部局の事務を助ける。

第十六條 國家行政組織法(昭和

年法律第 号)第十一條、第十二條第一項及び第三項並びに第十四條の規定は、内閣官房に係る事項について内閣總理大臣にこれを適用する。

第十七條 内閣官房には、その所掌事務を遂行するため、課及び係を置くことができる。課及び係の設置及び所掌事務の範圍は、内閣官房長官がこれを定める。但し、予算上の措置が、これに伴つていなければならない。

2 前項の課及び係には、それぞれの長として課長及び係長を置くことができる。その所掌事務の範圍及び權限は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定に従つて、これを区分しなければならない。

第十八條 この法律に規定するものを除く外、内閣官房に置かるべき職の定員は、政令でこれを定め、且つ、予算上の措置が、これに伴つていなければならない。

附則

第十九條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第二十條 第十八條の規定は、國家公務員法の定める職階制が確立実施される日から、これを適用する

ものとし、その日までは、内閣官房に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定があるものを除く外、従来の職員に関する通則によるものとし、その定員は政令でこれを定めることができる。

2 前項に規定する日までは、内閣官房長官（國務大臣をもつて充てる場合を除く）及び内閣官房副長官は一級の官吏、國務大臣秘書官は二級の官吏とする。

第二十一條 この法律施行の際現在に在職する内閣官房次長は、第十四條の内閣官房副長官となつたものとする。

物價院法案

（所掌事務及び権限）

第一條 物價院の所掌事務の範圍は、左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律（法律に基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

一 食糧品の價格の統制を行うこと。

二 農林畜水産物の價格の統制を行うこと。

三 生産基礎物資の價格（電気及びガスの料金を含む）の統制を行うこと。

四 鉱産物（土石を含む）及び工業製品の價格の統制を行うこと。

五 輸出品及び輸入品の價格の統制を行うこと。

六 不動産に関する價格及び賃貸料の統制を行うこと。

七 運送賃の統制を行うこと。

八 公共事業の料金の統制を行うこと。

九 保険料、保管料、修繕料、賃貸料、手数料、入場料その他の料金及び加工賃の統制を行うこと。

十 前各号に掲げるものの外、物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二條に規定する價格等の統制を行うこと。

十一 物價に関する調査及び統計に関する事務を処理すること。

十二 原價計算の統一を図ること。

十三 物價に関する啓発及び宣傳を企画実施すること。

十四 物價安定のための國庫補助金及び價格平衡資金に関する事務を処理すること。

十五 物價統制令第十九條及び第二十條に規定する價格等についての差益及び増損金に関する事務を処理すること。

十六 前各号に掲げるものの外、物價安定の確保に関する事務を処理すること。

十七 物價院の所管行政に關し、部内の人事、會計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に關しては、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に従つて処理しなければならない。

（總裁）

第二條 物價院總裁は、國務大臣をもつて、これに充てる。

（地方支分部局）

第三條 物價院の所掌事務を分掌させるため、地方支分部局として、

地方物價局を置く。

2 地方物價局の名稱、位置、管轄区域その他必要な事項は、政令でこれを定める。

（公團）

第四條 物價院所轄の公團は、價格調整公團とする。

2 價格調整公團に關しては、價格調整調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）の定めるところによる。

附則

第五條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

總理府設置法案

第一章 總則

（設置）

第一條 この法律により、總理府を設置する。

2 總理府の長は、内閣總理大臣とする。

（機關）

第二條 總理府に、本府の外、左の外局を置く。

統計委員會

公正取引委員會

人事委員會

全國選舉管理委員會

地方財政委員會

國家公安委員會

財閥關係役員審査委員會

財閥關係役員再審査委員會

特別調査院

賠償院

物價院

行政管理院

經濟警察廳

連絡調整廳

宮内廳

新聞出版用紙割當事務廳

中央統計廳

第二章 本府

（本府の所掌事務及び権限）

第三條 本府の所掌事務の範圍は、左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律（法律に基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

一 行政各部の施策及び事務の統一調整に関する事務を処理すること。

二 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷について指揮監督すること。

三 政府施策の普及徹底を図るためのこう報に関する事務を処理すること。

四 内閣總理大臣の権限に属する官吏の任免、敘級、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給與に関する事項並びに各廳二級官以上の履歴に関する事務を処理すること。

五 公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）及び市町村長の立候補禁止等に関する勅令（昭和二十二年勅令第三号）の施行並びにその統括に関する事務を処理すること。

六 選挙及び地方財政に関するもの

を除き、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く内閣總理大臣の権限の行使に関する事務を処理すること。

七 地方公共團體の行政及び職員に關する制度について調査、企画及び立案すること。

八 總理府の所管行政に關し、人事、會計（いずれも内閣官房に關するものを含む）及び庶務に關する事務を処理すること。

九 世論の調査に關すること。

十 恩給及び恩給金庫に關する事務を処理すること。

十一 勳章、記章その他の賞品の授與に關する事務を処理すること。

十二 外國の勳章及び記章の着用に關する事務を処理すること。

2 前項第四号の事務及び第八号の人事に關する事務に關しては、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に従つて処理しなければならない。

十三 ふ慮に關する状況の調査、通信その他ふ慮及び相手國職死者に關する事務を処理すること。

十四 前各号に掲げるものの外、他の行政機關の所掌に属しない事項に關する事務を処理すること。

第三章 外局

（外局）

第四條 第二條の規定による外局に關しては、それぞれ次の表の下欄の法律の定めるところによる。

七 運送貨物の統制を行うこと。

第三條 賠償院の所掌事務を分掌させるため、地方支分部局として、

賠償院
物價院

六 選挙及び地方財政に関するもの。

關しては、それぞ次の表の下欄の法律の定めるところによる。

統計委員会	統計法(昭和二十二年法律第十八号)
公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)
人事委員会	國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)
全國選挙管理委員会	全國選挙管理委員会法(昭和二十二年法律第五十四号)
地方財政委員会	地方財政委員会法(昭和二十二年法律第五十五号)
國家公安委員会	警察法(昭和二十二年法律第九十六号)
財閥関係役員審査委員会	財閥関係役員審査委員会法(昭和二十三年法律第二号)
財閥関係役員再審査委員会	財閥関係役員再審査委員会法(昭和二十三年法律第二号)
特別調達院	特別調達院法(昭和二十二年法律第七十八号)
賠償院	賠償院臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)
物價院	物價院法(昭和二十三年法律第五号)
行政管理院	行政管理院法(昭和二十三年法律第七号)
經濟查察院	經濟查察院法(昭和二十三年法律第七号)
連絡調整院	連絡調整院臨時設置法(昭和二十三年法律第四号)
宮内廳	宮内廳法(昭和二十二年法律第七十号)
新聞出版用紙割當事務廳	新聞出版用紙割當事務廳法(昭和二十三年法律第七号)
中央統計廳	中央統計廳法(昭和二十三年法律第七号)

第四章 職員

(内閣官房長官)

第五條 内閣官房長官は、内閣總理大臣の命を受け、總理府所掌の事項について政策及び企画に参画し、大臣不在の場合その職務を代行する。

(内閣官房副長官)

第六條 内閣官房副長官は、内閣總理大臣の定めるところにより、上官を助け、府務(外局の所掌事務を除く)を整理し、各内部部局及び機關の事務を監督する。

第十八部 決算委員会會議第十六号

昭和二十三年六月二日【参議院】

附則

- この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。
- 總理廳官制(昭和二十二年政令第三号)、賞勳局官制(明治二十六年勅令第十六号)、停廢情報局官制(昭和十六年勅令第二百四十六号)、物價廳官制(昭和二十一年勅令第三百八十一号)、行政調查部臨時設置制(昭和二十一年勅令第四百九十号)、行政監察委員會令(昭和二十二年政令第八十四号)及び新聞出版用紙割當事務局臨時

設置制(昭和二十一年勅令第五百六十六号)は、これを廢止する。

但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機關及びその職員は、この法律に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律中「人事委員會」とあるのは、國家公務員法附則第一條第二項の規定に基き人事委員會の設置せられるまでは「臨時人事委員會」と読み替へるものとする。

外務省設置法案
第一章 總則

第一條 この法律により、外務省を設置する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。

(機關)

第二條 外務省に本省及び在外公館を置く。

第二章 本省

(本省の所掌事務及び権限)
第三條 本省の所掌事務の範圍は左の通りとし、その權限の行使は、その範圍内で條約、國際法規及び法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 外交政策の企画立案及びその実施に関する事務を處理すること。

二 國際機關及び國際會議への参加並びに國際協力の促進に関する事務を處理すること。

三 條約その他の國際約束の締結に関する事務及び國際法律事項

に關する事務を處理すること。

四 外交使節及び領事官の派遣及び接受に関する事務を處理すること。

五 通商航海に関する利益を維持増進すること。

六 在外邦人を保護すること。

七 海外渡航及び移住に関する事務を處理すること。

八 旅券を發給し、及び査証すること。

九 外國に関する調査を行うこと。

十 内外の事情に關する、報、啓蒙及び外國との文化交流により、諸外國との間の理解を増進すること。

十一 朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。

十二 邦人の引揚及び在外外國人などの送迎に関する事務を處理又は調整すること。

十三 連合國最高司令官の指令に基き返還すべき物件の調査、保管及び処分その他特殊財産に関する事務を處理すること。

十四 連合國による日本の占領及び管理に関する記録を收集し、編纂すること。

十五 外交官及び領事官を養成訓練すること。

十六 外務省の所管行政に關する部内の人事、會計、通信及び庶務を處理すること。但し、人事に關しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に従つて處理しなければならない。

十七 前各号に掲げるものの外、國際關係事項の處理及び綜合調整を行うこと。

第三章 外公館

(在外公館の所掌事務等)

第四條 在外公館は、外務大臣の管理に屬し、外國において本省の所掌事務を分掌する。

第五條 在外公館に關しては、法律又は政令で別段の定めのある場合を除く外、当分の間従前の在外公館に関する法令の規定に定めるところによる。

2 特命全權大使及び特命全權公使の任免については、天皇の認證を要するものとする。

附則

第六條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第七條 外務省官制(明治三十一年勅令第二百五十八号)は、これを廢止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機關及びその職員は、この法律に基く相當の機關及びその職員となり同一性をもつて存続するものとする。

昭和二十三年七月十四日印刷

昭和二十三年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局